

店舗ごとの協力金支給申請額計算書 記入例（売上高減少額方式（新規開店特例・開店1年未満）の例）

【売上高減少額方式・新規開店特例（開店1年未満等）】

計算書②Ⅱ

事業者名	株式会社〇〇〇	店舗名	居酒屋菰田
------	---------	-----	-------

岐阜県新型コロナウイルス拡大防止協力金（第6弾） 店舗ごとの協力金支給申請額計算書 ②Ⅱ

以下のフロー図の【順序1】から【順序2】と順に回答していただき、**太枠の中には数値を記入**してください。一通り数字を記入しましたら、記入した支給申請額等を改めて必ずご確認のうえ、「上記」

【売上高減少額方式（特例）／大企業等用】

【順序1】開店日から要請月の前月末（3月末）までの飲食業売上高は減少していますか？

はい

①開店日から要請月の前月末（3月末）までの飲食業売上高

②開店日から要請月の前月末（3月末）までの日数

①開店日から3月末（要請開始月の前月末）までの売上高（税抜）を記入してください。（協力開始日により異なります。）

②開店日から各対象区域の要請月の前月末までの日数を記入して下さい。

【順序2】開店日から時短要請月の前月末（3月末）までの飲食業売上高（税抜）を計算します。

※経費支出を含む経理帳簿などに記載されている月ごとの売上高を税抜売上高として算出してください。なお、税抜売上高が不明な場合は、税込売上高を「1.1」で割り、小数点以下を切り上げて税抜売上高を算出してください。

(1) 開店日から要請月前月（令和3年3月末）までの売上高を1日あたり売上高を算出。

開店日から要請月の前月末までの飲食業売上高 ① 18,650,000 円 (税抜)	÷	開店日から要請月の前月末までの日数 ② 138 日	=	開店日から3月末までの1日あたり飲食業売上単価 ③ 135,145 円 (税抜)
--	---	------------------------------	---	---

(2) 今年の要請月（今回の場合は6月と7月）の1日あたりの売上高を算出。

令和3年6月の飲食業売上高 ④ 0 円 (税抜)	+	令和3年7月の飲食業売上高 ⑤ 0 円 (税抜)	=	令和3年6～7月の飲食業売上高 ⑥ 0 円			
令和3年6～7月の飲食業売上高計 ⑥ 0 円				÷	令和3年6～7月の1日あたり飲食業売上高 61 日	=	令和3年6～7月の1日あたり飲食業売上高 ⑦ 0 円

【順序3】1日あたり支給単価を計算します。

開店日から3月末までの1日あたり飲食業売上単価 ③ 135,145 円	-	令和3年6～7月の1日あたり飲食業売上高 ⑦ 0 円	=	要請月の1日あたり売上減少額 ⑧ 135,145 円			
要請月の1日あたり減少額 ⑧ 135,145 円				×	0.4	=	1日あたり売上高減少単価 ⑨ 54,058 円
千円未満を切り上げ							1日あたり支給単価 ⑩ 55,000 円

③1日あたり支給単価

開店日から要請月の前月末の1日あたり飲食業売上高から令和3年の1日あたり飲食業売上高を引いて、要請月の1日あたり売上減少額を算出し、その額に0.4を乗じて下さい。その後、千円単位を切り上げて算出してください。

【順序4】上限額を確認し、協力日数を乗じて支給申請額を計算します。

◎上限額 20万円又は開店日から3月末までの1日あたり飲食業売上高×0.3のいずれか低い額

開店日から3月末までの1日あたり飲食業売上単価 ③ 135,145 円	×	0.3	=	開店日から3月末までの1日あたりの売上高の3割を千円未満切り上げ ⑪ 41,000 円		
20万円又は⑪のいずれか低い額 ⑫ 41,000 円				⑩と⑫いずれか低い額 ⑬ 41,000 円		
岐阜県独自の要請期間の支給単価 ⑬ 41,000 円			×	時短協力日数 ⑭ 14 日	=	岐阜県独自の要請期間の当該店舗の支給申請額 ⑮ 574,000 円

⑤上限額の確認

「20万円」又は「令和元年又は令和2年の1日あたり飲食業売上高に0.3を乗じた額につき、1千円未満を切り上げて得られた額」のいずれか少ない方を超えていないか確認してください。